

分科会及び部会における検討状況について

平成19年4月2日現在

○ 第166回国会提出法案

I 雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案について

平成19年 1月19日 厚生労働大臣より労働政策審議会に対し「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案要綱」について諮問

1月22日 労働政策審議会より厚生労働大臣に対し、同法律案要綱について答申

2月13日 第166回通常国会提出

※ 法案の施行期日は一部を除き、「公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日」となっている。

(参考) 平成18年12月12日 人口減少下における雇用対策について (建議)

II 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案について

平成19年 1月16日 厚生労働大臣より労働政策審議会に対し「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案要綱」について諮問

1月22日 労働政策審議会より厚生労働大臣に対し、同法律案要綱について答申

2月13日 第164回通常国会提出

※ 法案の施行期日は平成20年4月1日となっている(ただし、一部平成19年7月1日施行)

(参考) 平成18年12月26日 今後のパートタイム労働対策について (建議)

Ⅲ 労働契約法案

平成19年 1月25日 厚生労働大臣より労働政策審議会に対し「労働契約法案要綱」について諮問

2月 2日 労働政策審議会より厚生労働大臣に対し、同法案要綱について答申

3月13日 第166回通常国会提出

※ 法案の施行期日は「公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日」となっている

Ⅳ 労働基準法の一部を改正する法律案について

平成19年 1月25日 厚生労働大臣より労働政策審議会に対し「労働基準法の一部を改正する法律案要綱」について諮問

2月 2日 労働政策審議会より厚生労働大臣に対し、同法案要綱について答申

3月13日 第166回通常国会提出

※ 法案の施行期日は「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」となっている

Ⅴ 最低賃金法の一部を改正する法律案について

平成19年 1月29日 厚生労働大臣より労働政策審議会に対し「最低賃金法の一部を改正する法律案要綱」について諮問

1月29日 労働政策審議会より厚生労働大臣に対し、同法案要綱について答申

3月13日 第166回通常国会提出

※ 法案の施行期日は「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」となっている

VI 雇用保険法等の一部を改正する法律案について

平成19年 1月 9日 厚生労働大臣より労働政策審議会に対し「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」について諮問

1月22日 労働政策審議会より厚生労働大臣に対し、同法案要綱について答申

” 厚生労働大臣より労働政策審議会に対し「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱（船員保険法の一部改正関係）」について諮問

” 労働政策審議会より厚生労働大臣に対し、同法案要綱について答申

2月 9日 同法案を第166回通常国会提出